

令和5年第2回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年2月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第2回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年2月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第2回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

2 番 小森 貴夫、6 番 北脇 広美、11 番 森 恒仁、16 番 白井 嘉嗣

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	川尻 康治
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	会計年度職員	新庄 敏雅

農林水産課 課 長 荒川 博志
主 査 牧 利昌
主 任 中川 大貴
農業推進員 谷口 真一
主 任 藤田 純江

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、総会終了後、農業委員の改選に伴う概要と人・農地関連施策の見直し等に係る説明会を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席委員は、22名でございます。

欠席は、2番小森貴夫委員、6番北協委員、11番森委員、16番白井委員の4名でございます。

26名中、22名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。ただいまから、令和5年第2回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第13番 安田委員、第14番 市木委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第5号及び議第6号を上程します。

議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

「議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請について」説明を申し上げます。

案件は2件です。

1 件目です。

乙窪●●●●番、登記地目 畑、現況地目 一般山林、面積については、159 m²、譲渡人 ●●●●氏及び●●●●氏から譲受人●●●●へ露天資材置場にするため、売買により転用申請があったものです。

転用理由につきましては、譲受人の●●●●は県内での住宅建設を主たる事業として営んでおられますが、現在、使用する資材については、建設現場に仮置きするか、事務所敷地内で保管されております。

今般、受注件数の増加に伴い、現状では手狭となったことから新たな資材置場が必要となり、申請があったものです。

申請にあたっては、土地の形状を変えることはないため、雨水、排水についても自然浸透で処理され、隣接する農地や周辺に農地が無いことから、耕作に支障を及ぼす恐れはないものと考えております。

位置図は、議案書 5 ページでございます。

別添資料では、当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は、農地区分において、申請地は市街地に近接する区域内にある農地であることから、第 3 種農地と考えています。その他の項目についても記載のとおりです。

2 件目です。

八夫●●●●番、登記地目・現況地目、共に畑、他 2 筆の農地で、面積合計 499 m²でございます。

譲渡人●●●●氏、また、●●●●氏から譲受人●●●●へ露天資材置場にするため、売買による転用申請があったものです。

転用理由につきましては、譲受人の●●●●は県内で不動産業等を営んでおりますが、申請地周辺で工事を行うため、資材置場が不足していることから、新たな設置を計画されておりましたが、今般、土地を探しておられたところ、土地所有者と同意が得られたことで、申請に至っております。

転用にあたり、周囲を擁壁及びコンクリートブロックを設置して盛土されるため、近接する農地への土砂の流出を防ぐ計画となっております。雨水排水は、U型側溝で一カ所に集水して隣接する水路へ放流されます。

位置図は 6 ページになります。

別添資料では、当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は、農地区分で、申請地は市街地の区域内にある農地であることから、第 3 種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。以上、説明とします。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
1 件目につきまして、第 9 番東郷委員お願いします。

委 員 9 番東郷でございます。
1 件目の説明をいたします。

土地所有者の●●●●さんと●●●●さんは、ここに住んでおられず、なかなか土地の管理が難しいと相談されておられましたところ、●●●●さんの建築現場があり、資材置場として利用したいと申し出がありました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2件目は、担当委員が北脇委員ですが、欠席により事務局が代わって説明をお願いします。

事務局 北脇委員に代わりまして説明いたします。譲受人につきましては、不動産業をされておりますが、現在、事務所がある守山市にて資材置場を多数所有されておりますが、近年、野洲市でも事業活動をされる中で、市内に資材置場の適地を探しておられたところ、申請地において所有者と合意が得られたことで申請に至ったものです。よろしく、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑がございませんか。ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより議第5号の採決に入ります。お諮りいたします。議第5号について賛成の方の挙手をお願いします。(挙手全員)挙手全員でございます。よって議第5号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第6号 農地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで。所有権移転関係の方は、ご退席を。貸借関係の方につきましては、意見及び挙手されないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 3ページをご覧ください。

「議題6号 農用地利用集積計画について」ご説明を申し上げます。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

最終ページに合計面積が記載されておりますが、利用権が設定されたのは、合計81件、143筆、面積の合計が256,049㎡でございます。

所有権が移転されたのは、合計1件、1筆、3,025㎡ございます。
これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え、提出するものです。
なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林水産課 農林水産課の中川でございます
所有権移転について、ご説明させていただきます。
今回、農用地利用集積計画については、1件です。
所有権移転を受ける者は、野洲市野洲●●●●、●●●●氏で、所有権を移転する者は、守山市守山●●●●、●●●●氏、所有権を移転する土地は、野洲市北●●●●番地、現況地目 田、面積3,025㎡、所有権を移転する日は令和5年2月24日を予定しております。
合計売買金額は、●●●●円で、所有権を受ける者が備えるべき要件は、議案書で記載のとおり、全てを満たしていると判断しております。
皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

委員 説明の所有権移転に関してですが、3,000㎡が●●●●円で移転されており、場所的に先月より良いと思えますが、適正価格を判断することは難しいと思えますが、これが妥当と判断されているのか。
また、新規購入の場合は、3年3作が条件となっておりますが、やみ小作も多い中、担当としてどのように整理されているのか。
もう1点は、利用権設定が81件ありますが、集落外から耕作されるなど、入り混じっており、農地の集約化という流れの中、そのあたりの事が地元として整理されているものか。

農林水産課 金額の妥当性については、売買基準はありません。しかし、売買条件に有利、不利があると思いますが、申請時に過去の事例を踏まえて、おおよその範囲内であれば問題なしとして取り扱いますが、極端に高い場合などは、個別に聞いております。
利用権設定については、相対で進められており、受付を拒むことは出来ませんが、申請段階で農業組合長に押印いただいております。全て議論を尽くした上で、押印されているかは分かりませんが、市から委嘱している公職の方が認めていただいている。それをもって地域の調整が出来ていると判断しています。

委員 受ける者の備えが問題である。これまでも、やみ小作を認めてきた経緯があるが、それが良かったのか。これから地域計画を進めるが、果たして出来るものか。

農業組合長の判は本当に必要なのか。確認した意味か、見たに留まっているのではないのか。そのあたりを認識して、対応してほしい。

農林水産課 組合長の押印が、過去には無かったと聞いていますが、様式を変更するにあたり、地域の思いを反映して、新たに押印を採用したと聞いております。今後、地域計画や目標地図の作成にあたり、地域での話し合いを進めるの中で、いただいたご意見を反映し、有効な計画にできればと思います。

委員 中間管理機構の扱いの中でも、利用権設定の部分が混同されている、整理が出来ていない。なぜ、このようなことが起こるのか、整理してほしい。

委員 地元組合長に、内容を丁寧に説明してほしい。新しい組合長は、地域実態を十分に把握出来ていない方もおられるため。また、農林水産課は、現地の実態を十分に把握してほしい。

委員 所有権移転の最後に、備える要件に記載されている、農業の後継者の意味を教えてください。所有権を受ける人の後継者と受け止めるのか。どう読み取れば良いか。

農林水産課 所有権移転を受ける人を示しております。
なお、分かりにくい点もありますので、次回以降、文言を整理して分かりやすい記載とします。

委員 以前から組合長の確認印が利用権の場合は必要で、所有権移転の場合は必要無かったと思う。そのため、組合長が知らない中で、農地移転が起こっていると思っています。今後、検討してほしい。

農林水産課 どちらの場合も、組合長の印鑑をいただいております。

委員 農地法による所有権移転の場合の印鑑は、農業組合長には無く、農業委員だけと理解しているが。組合長にも求めるようにしては。

事務局 押印を求めることは、国の流れに逆行し、廃止の方向に動いているため難しい。ただ、印鑑を求めなくても、逐一、農業委員・組合長と連携した取り組み及び適切な運用が必要との認識をもっています。

委員 転用手続きを司法書士に依頼される方と、その他の方がおられますが、個人の相対で契約が行われているため、その行為を上回る権限が農業委員にない。押印に対する

国の流れも理解している。その中で、意見を言った場合は、次回にどのように反映されるのか。このような課題を、検討してほしい。

事務局 承諾印を求めない流れとなってきましたが、委員に聞かなくていいとは思っていません。用紙が無いために申請を拒めませんが、これまでと同様に委員と連携し、事前調整を含めた取組を進めます。

委員 この問題は、野洲市だけの問題ではない。根幹に関わる課題のため、他市の状況を提供する等、委員会として取り組むべき方向を示してほしい。知識のある人ばかりではない。
議案の名前が読みにくい。そのような点も考慮して議案説明してほしい。

農林水産課 ご意見のとおり、標記は現行のままで、読みにくい漢字にはふりがなを付します。

事務局 印鑑の取扱いで多くのご意見をいただきました。結果的に、どのような手続きを行うかの整理が出来ていないようです。
昨年の農業組合長会議時に印鑑を求める件で、ご議論をいただいておりますが、十分浸透出来ていないのかと思います。今、問題となっております点は、今後進めます地域計画等にも影響することで、所有権の移転に関しても目標地図作成において、一定の整理が出来、徐々に解決できるものと思っています。また、農業委員の役割も明確化されていくものと考えております。

議長 様々なご意見が出ましたので、事務局は参考にしていただき、良い方向にお願いします。

他にご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。

これより議第6号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第6号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。

続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 4ページをお願いします。

「報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご説明いたします。

案件は1件です。

所在地が小篠原●●●●番、登記地目 田、現況地目 宅地、面積323㎡。届出人●●●●氏、住宅敷地として転用するため届出があったものです。

位置図は、7ページになります。

こちらにつきましては、すでに住宅建物の敷地の一部となっていますことから、顛末書が提出されています。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時25分